

東京電力ホールディングス株式会社への損害賠償請求に係る
原子力損害賠償紛争解決センターからの「和解案」の提示について

1 概 要

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る県分の損害については、これまで平成23年度分から26年度分までの原発事故対応に要した費用を、東京電力ホールディングス株式会社に対し、数回にわたり、賠償請求を行ってきたところである。

このうち、平成23年度分及び24年度分の事業費及び人件費に係る一部不払い分については、平成27年3月末に、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）に対し、和解仲介の申立て（あっせん）を行っていたが、先般、ADRセンターから和解案の提示があったので、その内容を精査し、受諾しようとするもの。

2 和解の相手先

東京電力ホールディングス株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目1番3号）

3 申立額及び和解案の状況

| 区分 | 県申立額 | 和解案 | 支払率 |
|---------|---------------|----------------|----------|
| 事業費 | 58,249,362円 | 38,620,000円 | 66.3% |
| 人件費 | 196,561,485円 | 231,000,000円 | 117.5% |
| 専従職員分本給 | (97,537,320円) | (30,000,000円) | (30.8%) |
| 時間外勤務手当 | (99,024,165円) | (201,000,000円) | (203.0%) |
| 計 | 254,810,847円 | 269,620,000円 | 105.8% |

4 和解の理由

- (1) 今回示された案は、これまで県が主張してきた考え方や算定方法がすべて認められたわけではなく、一部不満はあるものの、これまでの他県の和解事例と比較すると、県の主張がある程度斟酌されており、早期の紛争解決の観点からも、受入れはやむを得ないものと考えられること。
- (2) 人件費のうち時間外勤務手当については、ADRセンターが、他県の和解案と同じ算定方法を本県にも適用したことから、申立額を超える額が示されたもの。
- (3) 今回の和解案に係る人件費は、全国で初めて専従職員分本給の一部が認定されたものであり、この和解実績が市町村など他の損害賠償へ好影響を与えることが期待されること。

5 今後のスケジュール

- (1) 地方自治法第96条第1項第12号の規定により、県議会2月定例会において予算外議案として上程し、御審議いただく予定。
- (2) 仮に議決いただいた場合は、ADRセンターを通じて東京電力ホールディングス株式会社と和解契約書を取り交わし、その後、和解金が支払われる見込み。
- (3) 平成25年度以降の賠償請求の一部不払い分については、今回の和解内容を踏まえ、改めて賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社と交渉を継続。